会長		担当理事		会計	

令和３年１０月５日

郡市医師会長　　殿

埼玉県医師会長　金井　忠男

第１期埼玉県新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金の
請求期限に間に合わなかった請求への対応について

埼玉県から交付される、第１期（５月９日から７月３１日までの接種分）埼玉県新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金の請求期限（８月３１日）に間に合わなかった請求について、埼玉県から令和３年９月２４日付け事務連絡（別添）により第２期の請求受付期間中（１０月３日から１０月３１日）に別途受け付ける※旨の連絡があったところです。

この取扱いに関し、別添のとおり埼玉県から補足資料の提供がありましたので、お送りいたします。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、貴会管下会員で新型コロナワクチン接種の集合契約に参加している医療機関あてご周知くださいますようお願いいたします。

なお、Ｖ－ＳＹＳを使用し、接種報告を行った医療機関等で未請求に該当する医療機関には、２４日付事務連絡通知をもって、県より個別に連絡済みです。

また、標記協力金とは別に、時間外・休日の接種に関する加算については、市町村に申請し交付されるものであるため、各医療機関の所在地の市町村にお手続き下さい。

○請求に関する御質問
担　当　埼玉県個別接種促進事業コールセンター
電　話　０５７０－２００－７４５
（土日祝日含む９：００～１８：００）

○本通知に関すること
担　当　埼玉県新型コロナウイルスワクチンチーム
接種調整担当
メール　a7500-07@pref.saitama.lg.jp

※電子メールの件名は、「(医療機関名明記）第１期協力金の請求（追加）」です

担　当：業務Ｉ課　石田
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１

埼玉県医師会
収受
3.10.-5
772号

新型コロナワクチン接種経費について

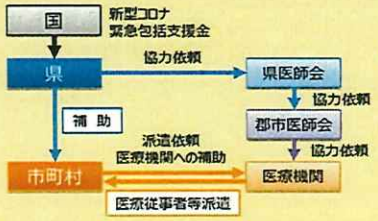
市町村に申請
・
市町村から交付

◎時間外・休日の接種に関する加算（適用期間 R3.4.1～）

①接種費用の上乗せ

	時間外	休 日
現 行	2,070円	2,070円
上乗せ後	**2,800円** （+730円）	**4,200円** （+2,130円）

②集団接種会場へ派遣した医療機関支援



上限額
（1人1時間あたり）
医 師 7,550円
看護師 2,760円

今回のお知らせはこちらの支援の件

県に申請
・
県から交付

◎個別接種の支援（適用期間 第1期:5/9～7/31 第2期:8/1～10/2 第3期:10/3～12/4）

①「診療所」の接種回数の底上げ

7月末までに**4週間以上**、下記の回数を接種した週について支援
- **週100回以上→2,000円/回**
- **週150回以上→3,000円/回**

②接種施設数の増加（診療所・病院共通）

1日あたり50回以上接種を行った場合に、1日当たり**10万円(定額)**を交付

③「病院」の接種体制強化

1日あたり**50回以上**の接種を**週1日以上、7月末までに4週間以上**行う場合に、集団接種会場への派遣と同様の支援

医 師 7,550円/人・時
看護師 2,760円/人・時

個別接種促進のための協力金スケジュール（予定）

補助対象期間	＜第1期＞ 5/9（日）～7/31（土） （12週間）	＜第2期＞ 8/1（日）～10/2（土） （9週間）	＜第3期＞ 10/3（日）～12/4（土） （9週間）
5月	5/9（日）～		
6月	6/18（金）**補正予算**の議決		
7月	7/13（火） 案内文の通知	7/9（金）**補正予算**の議決	
8月	**申請期間（8/1～8/31）**		
9月	9月下旬 交付額の通知	9月上旬 案内文の通知	
10月	10月末までに振込	**申請期間（10/3～10/31）**	
		11月下旬 交付額の通知	11月上旬 案内文の通知
		12月末までに振込	**申請期間（12/5～12/31）**
			1月下旬 交付額の通知
			2月末までに振込

審査

審査

審査

申請期限（8/31）までに申請が間に合わなかった分を、第2期の申請期間中（10/3～10/31）に別途、追加にて受け付けます。

第2期分・第3期分の申請については、それぞれの申請期限までに申請をお願いいたします。

各補助対象期間における手続きは、1回の申請（請求書の提出）で協力金が支給されます。

㊞

事　務　連　絡
令和３年９月２４日

関係機関　各位

埼玉県保健医療部保健医療政策課長

第１期埼玉県新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金の請求期限に間に合わなかった請求への対応について

日頃、本県の感染症対策に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

第１期（令和３年５月９日から７月３１日接種分）埼玉県新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金（以下「協力金」という。）については、７月１３日付けの郵送（封書）及び８月末の郵送（はがき）にて通知したところです。しかし、複数の医療機関から、時間外・休日に接種を行った場合の接種費用の上乗せ分の請求と併せて誤って市町村に請求するなどにより、県への請求書の提出が期限に間に合わなかったため、追加で請求書を受け付けてもらえないかとの相談をいただいています。

ついては、**第１期の請求期限に間に合わなかった請求は、下記のとおり第２期の請求受付期間（１０月３日から１０月３１日）に受け付けることとしますので、お忘れなく請求書を御提出いただきますようお願いいたします。**

なお、第２期の請求については、請求期限である１０月３１日までに必ず御提出いただくようお願いします。

記

○　第１期の請求期限に間に合わなかった請求の追加受付

【受付期間】　１０月３日から１０月３１日（必着）

【提出方法】　第１期用の様式２及び様式３（添付書類を含む。）を以下の請求先アドレスに電子メールで送付してください。その際、メールの件名は「【医療機関名】第１期協力金の請求（追加）」としてください。

shinsei@kobetsu-saitama.jp

○請求に関する御質問

担　当　埼玉県個別接種促進事業コールセンター

電　話　０５７０－２００－７４５

（土日祝日含む９：００～１８：００）

○本通知に関すること

担　当　埼玉県新型コロナウイルスワクチンチーム
個別接種促進担当

メール　a7500-07@pref.saitama.lg.jp